

指導部門

11 管理課

(1) 公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務

① 概要

一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で一定の基準を満たしたものや、公益法人等のうち、無料低額な診療を実施する病院事業を行う法人で一定の基準を満たしたものについては、その法人が行う医療保健業を収益事業の範囲から除外する措置を受けることができます。この措置を受けるためには、法人税法施行規則第5条第6号又は同規則第6条第4号及び第7号の規定に基づく厚生労働大臣の証明を要するものとされており、管理課では、この証明書の交付事務を行っています。

② 実績（令和6年度）

・証明書の交付 18件

(2) 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務

① 概要

特定医療法人として法人税の軽減を受けようとする場合は、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づく厚生労働大臣の証明を要するものとされており、管理課では、この証明書の交付事務を行っています。

② 実績（令和6年度）

・証明書の交付 47件

(3) 後期高齢者医療制度の助言・指導監督

① 概要

後期高齢者医療制度の保険者等に対して、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、必要な助言及び指導監督を行っています。

② 実績（令和 6 年度）

中国地域の県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会に対して指導監督を実施し、保険料収入の確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策、保険事業の推進等について助言を行いました。

- ・県…………… 5 件（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ・後期高齢者医療広域連合…………… 5 件（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の各後期高齢者医療広域連合）
- ・市町村…………… 5 件（鳥取県境港市、島根県浜田市、岡山県玉野市、広島県呉市、山口県宇部市）
- ・国民健康保険団体連合会…………… 4 件（島根県、岡山県、広島県及び山口県の各国民健康保険団体連合会）

（４）国民健康保険の助言・指導監督

① 概要

国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう、必要な助言及び指導監督を行っています。

② 実績（令和 6 年度）

中国地域の県及び対象市町等に対して助言・指導監督を実施し、適用の適正化対策、保険給付費等に見合う適正な賦課、保険料（税）収入の確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策、保健事業の推進等について助言を行いました。

- ・県…………… 5 件（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ・市町村…………… 5 件（鳥取県境港市、島根県浜田市、岡山県玉野市、広島県呉市、山口県宇部市）
- ・国民健康保険団体連合会…………… 4 件（島根県、岡山県、広島県及び山口県の各国民健康保険団体連合会）

（５）社会保険診療報酬支払基金の实地監査

① 概要

保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険分に係るレセプトの審査・支払業務等を行っている社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局に対し、業務の適正かつ効率的な運営を確保するよう、少なくとも 3 年に 1 回实地監査を行います。

管理課では、中国地域の社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局の实地監査を実施しました。

② 実績（令和 6 年度）

- ・ 1 件（山口審査委員会事務局）

12 医療課

(1) 指導監査課及び県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督

○ 概要

医療課は、健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督並びに保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等の事務等の業務を取り扱う指導監査課及び各県事務所に対して、事務の指導及び監督を行っています。

(2) 特定機能病院及び臨床研究中核病院に係る医療監視業務

① 概要

医療機関への立入検査（いわゆる医療監視）業務は、医療機関が法令により規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かを検査し、不適正な場合は指導等を通じて改善を図り、良質で適正な医療が国民に提供されることを目的として、厚生労働省・県・保健所を設置する市が行うこととされています。

医療課では、医療法の規定に基づき、特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査を実施しています。

（特定機能病院）

特定機能病院とは、医療法第4条の2の規定により、

- ア 高度の医療を提供する
- イ 高度の医療技術の開発・評価を行う
- ウ 高度の医療に関する研修を行わせる
- エ 医療の高度の安全を確保する

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数400床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

（臨床研究中核病院）

臨床研究中核病院とは、医療法第4条の3の規定により、

- ア 特定臨床研究に関する計画を立案し、実施する
- イ 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあっては、主導的な役割を果たす
- ウ 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う
- エ 特定臨床研究に関する研修を行う

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数400床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

② 実施方法

立入検査は、原則として、中国地域の施設に対して年に1回実施しています。実施にあたっては、医療法の規定に基づく地方自治体（保健所）による立入検査の実施と併せ、合同で実施しています。

① 実績等

- ・当厚生局が所管する特定機能病院

（令和7年3月末現在）

所在地	施設名
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
島根県	島根大学医学部附属病院
岡山県	岡山大学病院 川崎医科大学附属病院
広島県	広島大学病院
山口県	山口大学医学部附属病院

- ・当厚生局が所管する臨床研究中核病院

（令和7年3月末現在）

所在地	施設名
岡山県	岡山大学病院

- ・実績（令和6年度）

- ・立入検査の実施病院数（特定機能病院）・・・6病院
- ・立入検査の実施病院数（臨床研究中核病院）・・1病院

13 調査課

(1) 保険医療機関等に関する情報の管理及び分析

○ 概要

指導監査課及び各県事務所へ提供された保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者その他の医療保険事業者の療養担当者に係る情報の管理及び分析等を行っています。

(2) 指導監査課及び各県事務所の保有する情報の公開の調整

① 概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）及び個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づく行政文書の開示請求に係る業務のうち、指導監査課及び各県事務所の保有する情報の公開に係る文書特定等の業務を行っています。

また、中国管内の保険医療機関等の指定に関する情報、施設基準の届出に関する情報及び保険医等の登録に関する情報等をホームページに掲載することにより広く公開しています。

② 実績（令和6年度）

・開示請求件数…………… 150件

(3) 保険医療機関等管理システム（※）に関する業務

○ 概要

保険医療機関等管理システムの運用及び情報管理に関する業務を行っています。

（※） 保険医療機関等、保険医等、柔道整復師、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧師、指定訪問看護事業所からの指定、登録、変更等の各種申請・届出に関する事務処理のほか、保険医療機関等の施設基準に関する届出状況を管理するシステム

(4) 訴訟に関する業務

① 概要

指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する事務及び各関係機関との連絡調整を行っています。

② 実績（令和6年度）

・訴訟対応…………… 0件

14 指導監査課／県事務所

(1) 保険医療機関等の指定、保険医等の登録に関する申請、届出等の受付及び審査

① 概要

ア 保険医療機関等の指定等

医療機関又は薬局が健康保険法等における療養の給付の取扱いを行うためには、当該医療機関又は薬局の開設者の申請によって、地方厚生（支）局長の指定を受けなければなりません。

この指定を受けた医療機関を保険医療機関といい、薬局を保険薬局といいます。

なお、地方厚生（支）局長が保険医療機関又は保険薬局の指定を行おうとするときは、地方社会保険医療協議会に諮問することとされています。

指導監査課及び各県事務所では、これらの保険医療機関及び保険薬局の指定のほか、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定、柔道整復師並びにはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任に関する業務を行っています。

イ 保険医等の登録

保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、地方厚生（支）局長の登録を受けた医師若しくは歯科医師又は薬剤師でなければならないこととされています。

この登録を受けた医師又は歯科医師を保険医といい、薬剤師を保険薬剤師といいます。

指導監査課及び各県事務所では、保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

② 実績（令和6年度）

新規指定保険医療機関等・新規登録保険医等件数

	新規指定保険医療機関等			新規登録保険医等		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
鳥取県	7 件	2 件	5 件	3 5 人	3 人	2 1 人
島根県	1 0	2	7	6 0	2	3 9
岡山県	1 7	2 1	2 5	1 7 7	4 6	9 4
広島県	3 6	2 0	2 7	1 8 5	5 1	1 4 9
山口県	1 1	2	1 1	8 8	3	5 1
合計	8 1	4 7	7 5	5 4 5	1 0 5	3 5 4

（注）新規指定保険医療機関等の件数には、交代・組織変更・移転等は含みません。

(2) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査

① 概要

ア 指導

指導監査課及び県事務所では、保険医療機関等や保険医等に対し「保険医療機関及び保険医療費担当規則」等に定められている保険診療等の取扱い、診療報酬等の請求などに関する事項について周知徹底し、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等や保険医等に対する指導を行っています。

イ 適時調査

指導監査課及び県事務所では、厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出を受理している保険医療機関等について、届け出られている施設基準等の要件を満たしているか確認するため、保険医療機関等に対する調査を行っています。

ウ 監査

指導監査課及び県事務所では、保険医療機関等や保険医等が保険診療等の取扱いや診療報酬等の請求などについて、法令等の規定に従って適正に実施されているかを確認するため、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関等や保険医等に対して、監査を実施することとしています。

なお、監査の結果に基づき、保険医療機関等の指定の取消、保険医等の登録の取消などの行政上の措置を行います。

② 実績（令和6年度実績：速報値）

ア 指導の実施状況

・個別指導

	保険医療機関等				保険医等			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	6 件	5 件	2 件	1 3 件	1 2 人	5 人	4 人	2 1 人
島根県	1 0	4	9	2 3	3 3 7	6	1 7	3 6 0
岡山県	2 2	2	1 1	3 5	2 4 2	2	1 8	1 1 4
広島県	1 1	1 9	2 0	5 0	2 2	2 4	2 9	7 5
山口県	1 3	7	1 5	3 5	1 6	1 1	2 1	4 8
合計	6 2	3 7	5 7	1 5 7	4 8 1	4 8	8 9	6 1 8

・新規個別指導

	保険医療機関等				保険医等			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	7 件	3 件	5 件	1 5 件	7 人	3 人	5 人	1 5 人
島根県	1 4	6	9	2 9	2 0	6	1 4	4 0
岡山県	2 4	1 0	1 9	5 3	3 2	1 1	3 3	7 6
広島県	4 2	2 4	6 0	1 2 6	4 3	2 7	7 1	1 4 1
山口県	1 4	1 2	1 9	4 5	1 5	1 2	1 9	4 6
合計	1 0 1	5 5	1 1 2	2 6 8	1 1 7	5 9	1 4 2	3 1 8

・集团的個別指導

	保険医療機関等			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	2 1 件	1 8 件	2 1 件	6 0 件
島根県	2 3	2 0	2 2	6 5
岡山県	8 7	0	6 1	1 4 8
広島県	1 5 0	1 1 7	1 1 5	3 8 2
山口県	5 8	5 2	5 7	1 6 7
合計	3 3 9	2 0 7	2 7 6	8 2 2

イ 適時調査の実施状況

	保険医療機関等			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	4 3 件	0 件	0 件	4 3 件
島根県	4 6	0	0	4 6
岡山県	5 1	0	0	5 1
広島県	5 5	0	0	5 5
山口県	6 0	0	0	6 0
合計	2 5 5	0	0	2 5 5

ウ 監査の実施状況

	保険医療機関等				保険医等			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	0 件 (0)	0 件 (0)	0 件 (0)	0 件 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)
島根県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
岡山県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
広島県	2 (2)	0 (1)	0 (0)	2 (3)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (1)
山口県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	2 (2)	0 (1)	0 (0)	2 (3)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (1)

(注) () 内は、令和 6 年度に取消処分（取消相当含む。）した件数です。

エ 返還金の状況

	返 還 額			
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	計
鳥取県	712 千円	121 千円	0 千円	833 千円
島根県	7,219	10,917	0	18,136
岡山県	17,023	1,732,108	4,159	1,753,290
広島県	3,749	20,071	14,112	37,932
山口県	245	0	0	245
合計	28,948	1,763,217	18,271	1,810,436

(注) 千円未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

③ 参考（令和 5 年度実績）

ア 指導の実施状況

・個別指導

	保険医療機関等				保険医等			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	3 件	1 件	0 件	4 件	4 人	1 人	0 人	5 人
島根県	3	0	3	6	3 8 8	0	4	3 9 2
岡山県	3	2	3	8	3	1 0	1 1	2 4
広島県	6	1 7	1 8	4 1	1 4	2 1	2 5	6 0
山口県	7	0	6	1 3	2 4	0	1 0	3 4
合計	2 2	2 0	3 0	7 2	4 3 3	3 2	5 0	5 1 5

・新規個別指導

	保険医療機関等				保険医等			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	5 件	4 件	1 0 件	1 9 件	5 人	5 人	1 3 人	2 3 人
島根県	1 0	3	1 3	2 6	1 2	3	2 2	3 7
岡山県	1 6	1 8	2 1	5 5	1 7	2 5	3 9	8 1
広島県	4 2	3 0	4 2	1 1 4	5 4	3 2	5 6	1 4 2
山口県	1 5	1 0	1 1	3 6	1 8	1 1	1 4	4 3
合計	8 8	6 5	9 7	2 5 0	1 0 6	7 6	1 4 4	3 2 6

・集团的個別指導

	保険医療機関等			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	1 7 件	1 5 件	1 5 件	4 7 件
島根県	2 5	1 9	2 6	7 0
岡山県	4 7	0	5 9	1 0 6
広島県	8 0	1 2 1	9 3	2 9 4
山口県	4 2	4 7	4 8	1 3 7
合計	2 1 1	2 0 2	2 4 1	6 5 4

イ 適時調査の実施状況

	保険医療機関等			
	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	4 3 件	0 件	0 件	4 3 件
島根県	4 6	0	0	4 6
岡山県	8 1	0	1	8 2
広島県	8 4	1	0	8 5
山口県	6 8	0	0	6 8
合計	3 2 2	1	1	3 2 4

ウ 監査の実施状況

	保険医療機関等				保険医等			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
鳥取県	0 件 (0)	0 件 (0)	0 件 (0)	0 件 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)	0 人 (0)
島根県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
岡山県	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
広島県	3 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (0)	5 (0)	6 (0)	1 (0)	12 (0)
山口県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	3 (1)	1 (0)	1 (0)	5 (1)	5 (1)	6 (0)	1 (0)	12 (1)

(注) () 内は、令和４年度に取消処分（取消相当含む。）した件数です。

エ 返還金の状況

	返 還 額			
	指導によるもの	適時調査によるもの	監査によるもの	計
鳥取県	874 千円	316 千円	0 千円	1,190 千円
島根県	492	72,936	0	73,429
岡山県	29,576	70,078	0	99,655
広島県	13,544	12,399	0	25,942
山口県	5,163	135	0	5,298
合計	49,649	155,865	0	205,513

(注) 千円未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。